

# 株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年 9 月  
(第 2 回訂正分)

サイプレス・ホールディングス株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月30日に関東財務局長に提出し、2025年10月1日にその届出の効力は生じております。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年9月9日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し4,046,600株（引受人の買取引受による売出し3,518,800株・オーバーアロットメントによる売出し527,800株）の売出しの条件並びに売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年9月30日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第2【売出要項】

#### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年9月30日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定された引受価額（656.75円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格710円）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2025年10月8日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,463,160,000」を「2,498,348,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「2,463,160,000」を「2,498,348,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 3 引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し527,800株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

- 4 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

（注）3、4の全文削除及び5、6の番号変更

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### （2）【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「710」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「656.75」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき710」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

売出価格の決定にあたりましては、690円以上710円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、引受人の買取引受による売出し3,518,800株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限527,800株（以下総称して「売出株式数」という。）を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき710円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき656.75円と決定いたしました。

- 2 申込証拠金には、利息をつけません。

- 3 元引受契約の内容

|                       |                    |                   |
|-----------------------|--------------------|-------------------|
| <u>各金融商品取引業者の引受株数</u> | <u>大和証券株式会社</u>    | <u>3,167,200株</u> |
|                       | <u>野村證券株式会社</u>    | <u>140,700株</u>   |
|                       | <u>株式会社SBI証券</u>   | <u>105,500株</u>   |
|                       | <u>マネックス証券株式会社</u> | <u>70,300株</u>    |
|                       | <u>楽天証券株式会社</u>    | <u>35,100株</u>    |

引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき53.25円）の総額は引受人の手取金となります。

- 4 上記引受人と2025年9月30日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「369,460,000」を「374,738,000」に訂正  
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「369,460,000」を「374,738,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

（注）5の全文削除及び6の番号変更

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### （2）【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「710」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき710」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、2025年9月30日において決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. グリーンシュエアプシオンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (527,800株) を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエアプシオン」という。）を、2025年11月5日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年11月5日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (527,800株) を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアプシオンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間（A）及びロックアップ期間（B）中でも、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除出来る権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月5日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

#### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出において、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

##### (1) 親引け予定先の概要

###### ＜欄内の記載の訂正＞

「アサヒビール株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、254,900株を上限として、2025年9月30日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式254,900株」に訂正

##### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2025年9月30日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格 (710円) と同一であります。

##### (4) 親引け後の大株主の状況

###### ＜欄外注記の訂正＞

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年9月9日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。